# 交通安全協会だより(令和6年10月号)

### 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) について ~今和5年7月1日施行~

#### ◇ 原動機付自転車は

一般原動機付自転車(一般原付)と特定小型原動機付自転車 (特定原付)に区分され、特定原付のうち一定の要件に該当する 特例特定小型原動機付自転車の3種類となりました。

#### ◇ 特定小型原動機付自転車とは

- ○車体の大きさ
  - 長さ190cm以下 ・幅60cm以下
- ○車体の構造
  - 時速20kmを超えて加速することができない。
  - 走行中、最高速度の設定を変更することができない。
  - オートマチックトランスミッション(AT)である。
  - 最高速度表示灯(緑色で点灯又は点滅)が備えられている。

#### ◇ 公道を走行する際の要件

- ○道路運送車両法の保安基準に適合している。
- ○自賠責保険(共済)に加入している。
- ○ナンバープレートを取り付けている。(市町村で交付)

### ◇ 特定小型原動機付自転車の主な交通ルール

- ○16歳未満の者の運転禁止
- ○飲酒運転の禁止 ○二人乗りの禁止 ○車道通行の原則
- ○信号機の信号に従う義務 ○交差点の二段階右折
- ○割り込み等の禁止 ○安全運転の義務
- ○道路標識等による一時停止・通行禁止・駐停車禁止
- ○横断歩道等における歩行者等の優先等

### ◇ 特例特定小型原動機付自転車とは

特定小型原動機付自転車のうち、下記①~⑤に該当し、車両を 牽引していないものをいい、「普通自転車等及び歩行者等専用」 の道路標識が設置されている歩道を通行することができます。

- ①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させる。
- ②最高速度表示灯を点滅させている間、車体の構造上 時速 6 kmを超える速度を出すことができない。
- ③側車を付けていない。
- ④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にある。
- ⑤鋭い突出部がない。

## • 安全利用のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう!